議題１（委員会決裁事項（規則第３条第２号））

大阪府教育委員会会議規則の改正について

　大阪府教育委員会会議においてオンライン会議システム等を活用して教育委員が出席する場合について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に定める出席と取り扱うため、文部科学省通知を踏まえ、大阪府教育委員会会議規則を次のとおり改正する。

令和２年９月18日

大阪府教育委員会

＜参考＞

〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（会議）

第十四条

３　教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第六項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

４　教育委員会の会議の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

〇大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第３条　委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

二　重要な教育委員会規則その他委員会の定める規程で特に重要なものの制定又は改廃に関すること。